

高互発第 39 号

平成 25 年 3 月 8 日

各 所 属 所 長 様

財団法人高知縣市町村職員互助会  
理事長 板 原 啓 文

平成 25 年度事業の見直し等について

日頃、本会の業務運営に関しましては、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、互助会報等でお知らせをしております公益法人制度改革に伴い、本会のような法人格をもつ団体においては、現在「特例民法法人」として、財団法人の名称で事業を継続しておりますが、平成 25 年 4 月 1 日からは、「一般財団法人高知縣市町村職員互助会」として、名称が変更され、新たに設立することになります。

この移行に伴い、本年度まで剰余金の取り崩しにより事業（事務局経費を含む。）を実施しておりましたが、移行後は、単年度ごとの収支のバランスを考えた予算編成が必要となり、これを踏まえた予算を検討した結果、下記のとおり、事業の見直しをいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 「事業所健診費用の一部助成」（40 歳以上 75 歳未満の会員を対象に一会員 2,000 円の助成）  
●廃止します。
2. 「短期人間ドック利用助成」  
●助成額を 2,000 円引き下げます。よって、自己負担額が 2,000 円増加することになります。
3. 医療費の取扱いについて  
●医療費控除額を 5,000 円から 6,000 円に引き上げます。  
●平成 25 年 4 月診療分から、高知縣市町村職員共済組合短期給付において、同月内に発生した医療機関診療分と同医療機関が処方した調剤薬局分の医療費自己負担額が合算され 1 件の診療分として取り扱いを行うことになります。

このことから、互助会においても、この取り扱いを行うこととし、市町村職員共済組合の組合員以外で、医療費の給付を受けている会員及び市町村より給与を受け公立学校に勤務する会員については、請求書により請求いただくことになります。請求の際に医療機関の自己負担額と、調剤薬局分の自己負担額の合計が 6,500 円を超える場合は、給付が発生することになりますので、合わせてご請求いただきますようお願いいたします。

※ 詳細については、互助会報（4 月号）において、会員にもお知らせします。